

第 19 回

行方郡合併協議会

平成17年7月1日（金）

第19回行方郡合併協議会 会議次第会議録

●日時：平成17年7月1日（金）午後2時から4時5分

●場所：玉造町役場「大会議室」

●開 会

●あいさつ

●議 事

○報告事項

(1) 廃置分合に係る県知事の決定について

(2) 協定項目の具体的な調整結果について

①町名・字名の取扱い

②広報広聴関係事業

③消防防災関係事業

④国民健康保険事業

⑤窓口業務

⑥環境対策事業

⑦建設関係事業（下水道）

⑧建設関係事業（建設・都市計画・用地）

⑨上水道事業

⑩商工観光関係事業

⑪農林水産関係事業

⑫学校教育事業

⑬生涯学習事業

○認定事項

・平成16年度行方郡合併協議会決算について

○協議事項

・新市特別職の報酬等について

○その他

・新市市章作成に係る住民アンケートについて

●出席委員（32名）

会長	横山 忠市	副会長	伊藤 孝一	副会長	坂本 俊彦
	酒井 勝男		原 延征		高野 貫一
	平野 晋一		齋藤 一男		塙 仁
	茂木 正治		宮内 守		橋詰 芳明
	磯山 信也		磯山 茂男		鈴木 忠芳
	山崎 實		宮内 勲		坂本 瑞夫
	羽生 勇		山崎 和久		大曾根輝江
	兼平 佳子		真家恵久子		阿部 君子
	篠塚 一郎		額賀 宏		栗又 敏治
	平山 一巳				大崎 博之
	松下 博允（岡田克幸委員の代理）				
	萩谷 俊明（笠尾卓朗委員の代理）				
	小川 俊明				

●欠席委員（3名）

大川 久子	吉田 和江	成嶋 常松
-------	-------	-------

●出席顧問

なし

○菅谷事務局次長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、早速、本日の協議会を開催させていただきます。

今日は、委員の皆さんにはご多忙中にかかわりませずご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、進行役を務めます菅谷でございます。よろしく願いをいたします。

まず初めに、当協議会の副会長であります坂本副会長より、開会のごあいさつをお願いいたします。

○坂本副会長 本日は、皆様にはお忙しい中、第19回行方郡合併協議会にご出席賜りまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまより合併協議会を開会いたします。よろしく願いいたします。

○菅谷事務局次長 ありがとうございます。

続きまして、横山会長よりあいさつをお願いいたします。

○横山会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、第19回行方郡合併協議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

前回の協議会から2カ月余が経過をするわけでございます。その間、合併に係ります法手続も順調に進んでおります。6月22日には、県議会におきまして3町の廃置分合議案が可決されました。また、翌日の23日には、県知事が当地域の廃置分合を決定いたしまして、総務大臣への届け出を行ったところでございます。まさに総務大臣の告示を待つのみということになったわけでございます。新市の誕生に向けたカウントダウンが始まったのかなという気持ちがいたすところでございます。

さて、本日の協議会でございますけれども、協定項目の具体的調整結果についての報告を中心に、新市特別職の報酬等について議題として進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行ができますように、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

以上、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

○菅谷事務局次長 ありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、当合併協議会の規約第10条第2項の規定により

まして、横山会長を議長といたしまして、議事の進行をよろしく願いをいたしたいと思えます。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いをいたします。

なお、本日の出席委員でございますけれども、32名でございます。協議会規約第10条第1項に規定いたします定足数に達しておりますことをご報告申し上げたいと思えます。

まず、会議録署名人でございます。議長の方から指名させていただきたいと思えます。

麻生町の酒井委員さん、北浦町の真家委員さん、玉造町の埴委員さんをお願いをいたしたいと思えます。よろしく願いをいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思えます。

まず、報告事項（1）番でありますけれども、廃置分合に係る県知事の決定について、を議題といたします。

事務局より説明、報告をお願いをいたしたいと思えます。

○江寺事務局次長 それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思えます。

先ほど冒頭、会長のあいさつの中でご説明をいただきましたので、特に私の方でご説明をする必要はないのでございますけれども、一応こちらの方に前回の4月の協議会以降、手続がどのように進んでいるということで、こちらの方に簡単にメモ書きをしてございます。

まず1番が、総務大臣との市制施行の協議ということで、4月に県知事の方から総務大臣への協議ということで、5月10日付で異議ない旨の回答をいただいたところでございます。

そして、先ほど会長のあいさつにありました6月22日、茨城県議会におきまして廃置分合議案が可決されたということでございます。そして、翌日の23日に県知事の決定ということで、同日付で総務大臣への届け出がなされたということでございまして、今後の予定ということで申し上げますと、官報へ告示を待つのみと、こういう内容でございます。

以上、簡単でございますが、ご報告させていただきます。

○横山会長 ありがとうございます。

廃置分合につきましては、6月23日に知事の決定があったというような報告でございました。

続きまして、報告事項（2）番でありますけれども、協定項目の具体的な調整結果について、を議題といたします。

まず、①の町名・字名の取扱いから⑥の環境関係事業まで、事務局より説明をお願いいたし

ます。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の方、2ページをごらんいただきたいと思います。

①の町名・字名の取扱いということで、こちらの具体的な調整結果をご報告申し上げたいと思います。

まず、確認になりますけれども、調整方針の欄を見ていただきまして、この中で、玉造町の大字の名称について、合併前において現町で調整をするというような調整方針でございました。これにつきまして、玉造町で調整をした結果ということで、その下の欄の方をごらんいただきたいと思います。玉造町の「大字」は削除し、名称は現行のとおりとします。ただし、大字名称の存在しない甲地区並びに乙地区については、玉造という名称を加えまして、甲地区であれば「行方市玉造甲何番地」、乙地区であれば「行方市玉造乙何番地」ということです。このような具体的調整が図られたということで、ご報告を申し上げたいと思います。

玉造町のその他の字名につきましては、2ページの欄をごらんいただきまして、また参考としまして、北浦町、麻生町の大字の名称につきましても、3ページの方に一覧として掲載をさせていただきますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、②番の広報広聴関係事業についてご報告を申し上げたいと思います。

まず、調整方針といたしましては、広報紙については、毎月1回発行し、各戸への配布は当面現行のとおりとする。その他の広報紙は、合併時まで調整をするというような調整方針でございました。

現況の方は省略をさせていただきます、右端の行方市の欄をごらんいただきたいと思ます。

広報紙の発行ということで、名称の方は「市報行方」、発行としましては月に1回、1日の発行、装丁としましてはA4版で約20ページ、表紙を4色、その他を2色というもので、また配布については従来どおりというようなことでございます。

そして、その他の広報紙の扱いでございますけれども、「市報行方」、いわゆる広報紙に新市の情報をすべて掲載することを原則としまして、その他の広報紙の扱いについては、新市の状況を考慮して検討するというような結果でございます。

続きまして、③番に移らせていただきます。消防防災関係事業でございます。

こちらの方、5ページの資料をごらんいただきたいと思います。

まず、調整方針の確認でございますけれども、消防団については、支団制度により合併時に

統合し、新市において3年をめどに組織の見直しを図るということでございまして、組織、報酬、出張手当、出場手当、行事、大会等は、合併時までに調整をする。

2つ目の防災関係につきましては、防犯灯の取扱いとしまして、合併時までに調整をするということでございます。

そして最後に、県民交通災害の事務につきましては、合併時までに調整をする。

これらに関しましての具体の調整でございますけれども、また同じく項目の欄の一番右端の行方市の欄をごらんいただきたいと思います。

行事、大会等についてでございますけれども、平成17年度、本年度につきましては現行のとおり実施をし、平成18年度から次のように統一をするということでございまして、消防の出初式、夏季訓練、消防ポンプ操法大会、こちらについては、支団が3つございますけれども、3支団合わせて1つの会場で実施をするというようなことでございます。

なお、報酬、出張手当、出場手当につきましては現在、市の四役並びに特別職、行政委員会の関係の報酬の審議が進んでいますところでございますので、そちらが決定してから、こちらも決定ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、防災関係でございまして、こちらは防犯灯の設置の具体の調整の報告でございます。防犯灯につきましては、こちら平成17年度はこれまでどおりの、現行どおりの手法で行いまして、平成18年度より麻生町の例によりまして統一をするということでございます。

内容としましては、防犯灯の設置及び管理については地元の行政区、市の負担する部分としましては電気料、そして電球あるいはグロー球とかございますけれども、そのような消耗品については市の方で負担するというようなことでございます。

最後になりますけれども、県民交通災害について、でございます。こちらについては、合併時に窓口を防災交通の担当のある総務課というような扱いということでございます。そしてまた、県民交通災害の加入補助については、平成17年度については現行のとおり、平成18年度より補助額を統一して実施するというところでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。よろしく願いいたします。

早速ですけど、6ページの方を見てもらいたいと思います。

国民健康保険事業の取扱いについてですが、調整方針として、運営協議会につきましては、合併時に統一するとなっております。

まず、国民健康保険運営協議会については、3町の現況を見てもらいますと、麻生町が18

名、北浦町が12名、玉造町が15名となっており、具体的な調整方針といたしましては、合併時より統一で、人数を18名にすることで調整しております。

次に、給付内容の詳細ですが、3町に違いがあり、麻生町は1件6万円、北浦町は1件5万円、玉造町は1件3万円となっております。調整結果といたしましては、平成18年度より1件5万円で統一することで調整しております。

次に、7ページの方を見てもらいたいと思います。

窓口業務についてですが、調整方針として、住民基本台帳、印鑑登録、戸籍事務及び各種証明書等の発行については、原則3庁舎で行うものとする。ただし、外国人登録事務については、合併時まで調整するとなっております。失礼しました。あと、土・日・祝日及び昼休み等の対応については、合併時まで調整するとなっております。

まず、外国人登録事務ですが、調整結果といたしましては、平成17年度は現行どおり3庁舎で実施、平成18年度以降、登録事務を玉造庁舎で一括するように検討となっております。

次に、昼休み等の対応ですが、3町の違いを見てもらいますと、麻生町では昼窓を町民課、福祉課、税務課、会計課で実施しており、夜窓を毎週水曜日午後7時まで戸籍係で対応しております。北浦町では、昼窓を町民課と税務課で実施、玉造町では昼窓を町民課、税務課、会計課で実施しております。調整結果といたしましては、昼窓を合併時より麻生町の例により統一することで調整しております。また、夜窓も麻生町の例により、3庁舎で実施することで統一しております。

次に、土・日・祝日の対応ですが、調整結果といたしましては、合併時より3庁舎で実施することで調整しております。

次に、自動車臨時運行許可ですが、調整結果といたしましては、平成17年度は現行どおり麻生庁舎で交付し、平成18年度より玉造庁舎で交付することで調整しております。

続きまして、8ページを見てもらいたいと思います。

環境対策事業についてですが、調整方針として、ごみ収集処理等の業務は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、紙類、粗大ごみ収集については、合併時まで調整する。ごみ処理に関するその他制度は合併時まで調整するとなっております。

まず、収集の粗大ごみの有料の個別収集ですが、3町に違いがあり、麻生町では実施しておらず、北浦町、玉造町では実施しています。調整結果といたしましては、18年度より麻生町でも実施することで調整しております。

次に、ごみ処理の収集頻度の紙類のストックヤードの開所ですが、3町に違いがあり、麻生

町では毎週土曜、日曜、週2回、北浦町、玉造では毎週土曜日で週1回の実施をしております。具体的な調整結果といたしましては、平成18年度より、麻生町で実施している土曜、日曜、週2回で、3町統一して実施することで調整しております。

次に、玉造のみで実施している集合回収については、平成18年度より3町で実施することで調整しております。

次に、ごみ処理に関するその他の制度の中の指定集積所の設置補助金ですが、調整結果といたしましては、合併時より1カ所5万円以内で統一することで調整しております。

ごみ散乱防止推進員については、調整結果といたしまして、平成18年度よりごみ散乱防止推進員、不法投棄監視員を一つの組織として、名称を「環境監視員」として、人数を30人以内で、区長の中から委嘱することで調整しております。

麻生町で実施しているクリーン委員会モデル地区は、新市において名称を「ごみ減量化及び再生資源化推進事業」とし、住民の環境美化センター等の視察を計画することで調整しております。

資源ごみ集団回収奨励金については、3町の制度に違いがあり、調整結果といたしましては、平成18年度より上限を3万円に統一することで調整しております。

以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてご質問等がありますればお願いをいたしたいと思います。何かありますか。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 6ページの国民健康保険運営協議会について、合併時より統一、人数18名ということですが、ちょっとそれについて、それぞれ被保険者、国民健康保険医、また薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員ということで、内訳をちょっと確認させてください。

○横山会長 それでは、説明を事務局からお願いします。

○磯山調整班長 内訳についてですが、6人ずつで考えております。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 大字名称についてお尋ねしたいんですが、旧玉造に関しましては、行方市玉造ということで、あとは甲と乙というような形でなりますが、これについては、玉造については玉

造町だとか、玉造区だとかというような案は出なかったのでしょうか。

また、甲と乙につきましては、これからもずっと甲と乙で、ですね、何年かもう推移して、5年も10年もやっていくようなお話なんのでしょうか。また、暫定的であって、これは2年後または5年後に甲と乙を廃止して、別なわかりやすい地区名に直すとか、そういうようなお話はなかったのでしょうか。

○横山会長 それでは、事務局にお願いいたします。

○菅谷事務局次長 橋詰委員さんのただいまご質問ですが、期間的な問題もございまして、今回調整する中で、甲乙の前に、先ほど説明したように玉造を付して「玉造甲何番地」「玉造乙何番地」ということで、新市で取り扱うわけでございます。ただし、甲乙が広範囲にわたっておりますので、新市において再度の住民等の要望を聞くような組織をつくりまして、できれば検討をすることで、新市に引き継ぎたいと考えております。該当する地域の皆さんの意見を聞く中で、この二、三年を目途としまして調整をしていったらどうかというようなことでお願いをしている次第でございます。

さまざまな意見がございまして、調整が困難であったために、今回は「町」取りまして、玉造甲、玉造乙というようなことでお願いしたいということで調整をした経過があります。よろしく申し上げます。

○橋詰委員 はい、了解。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、続きまして、⑦の建設関係事業から⑬の生涯学習関係事業まで、事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 それでは、10ページの方をごらんください。

建設関係事業の下水道についてですが、調整方針といたしまして、受益者負担金・分担金の料金及び一括納付に対する報奨金については、現行どおりとする。ただし、納期については、合併時に統一するとなっております。

負担金等の納期ですが、具体的な調整結果といたしましては、18年度より麻生町の例で統一することで調整しております。

続きまして、建設関係事業（その1）ということでご説明をいたします。

調整方針といたしまして、道路維持管理につきましては、合併時まで統一する。町営住宅

の入居者選考、管理等については、合併時まで統一する。それから、開発行為の取扱いについては、合併時まで統一する。4番目が、道路整備に関する用地取得については、県用地取得取扱要領を準用し、買収価格の算定方法については、麻生町の例をもとに合併時まで調整するというごさいます。

その調整内容としましては、まず1つには道路維持管理でございすが、道路の補修につきましては、合併時に統一する。整備体制については、直営にすることを基本といたします。コンクリート舗装につきましては、資材を支給し、機械借上料を負担いたします。また、1人300円の補助は行わないということで、原則住民の協力補助につきましては支給しないということでごさいます。

次に、除草でございすが、こちらにつきましては、平成18年度より統一をするということでごさいます。全域作業参加者へは300円の補助金ということで、こちらにつきましては、参加者へは300円補助するというごさいます。また、除草等につきましては、直営あるいはシルバー等の委託等も併用して行っていくということでごさいます。

次に、町営住宅でございすが、入居申込者の資格、あるいは入居者の選考委員会、住宅の管理等につきましては、新しい市の条例によりまして統一をいたします。入居者の選考委員会をその中で設置をするということでごさいます。

次に、12ページでございすが、開発行為の取扱いでございすが、3,000平米以上は県の基準により同じですが、新しい市におきましては、新市において行方市宅地開発事業の適正化に関する条例を定めまして、1,000平米以上の土地に係る宅地開発事業につきまして適用していこうということでごさいます。

次に、用地業務でございすが、道路整備に関する用地取得及び整備基準でございすが、実施要領につきましては、県の取扱要領を準用いたします。買収範囲につきましては、全面買収ということでごさいます。整備幅員は、原則として5メートル以上ということでごさいます。

また、買収価格につきましては、3町の現況が13ページの方に記載してございすが、新市としましては、ここにありますようにこの表の内容になっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、道路境界事務に関する事項でございすが、申請を受け、17条地図のもとに公道の管理に当たるということでごさいまして、幅員4メートル以上の道路につきましてはセットバックを指導していきます。境界の復元費用につきましては、合併時は現行どおりとしまして、平成18年度より原因者負担ということでごさいまして統一をしていきます。

次に、14 ページ、上水道事業につきましてご説明いたします。

手数料、検針、それから料金徴収につきましては、合併時に統一する。2つ目が、指定給水装置工事事業者及び漏水時の対応については合併時に統一するということでございますが、やはりこちらも行方市の方をごらんになっていただきたいと思います。

手数料につきましては、合併時に北浦町の例により、行方市の新条例で対応するというところでございます。金額につきましては、北浦町の金額と同じになります。

次に、検針、それから料金徴収でございますが、こちらにつきましては、当面は現行どおりとします。検針の委託料あるいは集金の委託料につきましては、平成 18 年度より統一をいたします。

次に、指定給水装置工事事業者ですけれども、こちらにつきましては、現行のとおり新市の指定業者として引き継ぎます。

次に、漏水時の対応でございますが、こちらにつきましては、合併後も各組合に委託をします。委託料につきましては、平成 18 年度より統一をしていきます。

私の方は以上でございます。

○白鳥書記 事務局の白鳥です。よろしくお願いいたします。

資料につきましては 16 ページの方をごらんいただきたいと思います。

商工観光関係事業について、具体的な調整結果を報告させていただきたいと思います。

報告の内容については、調整方針の欄の 2 つの項目になります。

初めに、市町村の中小企業金融制度についてです。これは、自治金融制度と、次のページにあります振興金融の制度についてです。こちらの調整結果につきましては、行方市の欄を見ていただきたいんですが、自治金融については平成 18 年度より統一して実施する。自治金融制度につきましては、限度額は設備資金が 1,000 万円、7 年返済、運転資金が 500 万円、5 年返済、利子補給についてはなし、保証料の補助については 1.0%としております。

次のページをお願いいたします。

振興金融制度につきましては、限度額は設備資金が 2,000 万円、7 年返済、運転資金につきましては 1,000 万円、5 年返済、利子補給、保証料の補助につきましてはなしというふうな調整結果になっております。

次に、消費者行政事務です。こちらにつきましては、3 つの団体の調整会議を今後行いまして、平成 18 年度より組織を統一して、消費生活展、啓蒙活動などを実施するという調整結果になっております。

続きまして、18 ページの方をごらんいただきたいと思います。

農林水産関係事業について、具体的な調整結果をご報告させていただきます。

こちらについての報告する内容については、調整方針の欄にある項目について調整してございます。

初めに、農業用廃ビニール収集処理事業です。こちらの事業の調整結果につきましては、また行方市の欄を見ていただきたいと思います。平成 18 年度より統一して実施をする。集積所については現行のとおり、農家の負担金については、登録料 1,000 円、年額です。処理費は、農業用のビニールが 1 キログラム当たり 2.7 円、ポリにつきましては 1 キログラム当たり 17 円というような調整結果になっております。

次に、土壌消毒用空缶処理事業についてです。こちらは、平成 18 年度より、集積所を北浦町の処理施設として、統一した内容で今後実施するというような調整結果になっております。

次のページをお願いいたします。

農作物の被害防止事業です。こちらについては、平成 18 年度より、事業内容を統一して実施する。実施する時期などについては、関係団体と調整の上決定する。そのような調整結果になっております

次に、病虫害防除対策事業についてです。こちらについては、平成 18 年度以降は、水稻病虫害防除の関係ですけれども、事業内容を統一して実施をする。散布の方法は、無人ヘリコプターを利用した共同防除方式として、農家の負担金等については新市において調整する。また、レンコン田の防除については、農家の意向等を踏まえて、新市において調整するという調整結果になっております。

次に、畜産事業についてです。こちらについては、3 町ともに、各種の衛生事業の予防注射など、同じような事業を実施しておりますので、こちらについて平成 17 年度は現行のとおり、平成 18 年度以降は既存の事業を統合・再編して実施するという調整結果になっております。

次に、林業事業です。こちらにつきましては、平成 17 年度は現行のとおりとして、18 年度以降は既存の事業を統合・再編して実施するという調整結果になっております。

次に、漁業事業です。こちらにつきましても、平成 17 年度については現行のとおりとして、18 年度以降については既存事業を統合・再編して実施するという調整結果になってございます。

続きまして、20 ページをお願いいたします。

学校教育事業について調整結果を報告させていただきます。

こちらにつきましても、調整方針の欄の項目について報告をさせていただきます。

初めに、公立幼稚園の入園料と授業料です。こちらにつきましては、平成18年度より統一する。入園料については2,500円、授業料については月額2,000円とするという調整結果になっております。

次に、保育時間ですが、こちらは平成17年度については現行のとおりとして、平成18年度以降は、新市において運営方針等を検討し実施をするという調整結果になっております。

次に、公立幼稚園の就園奨励補助金です。こちらについての調整結果は、現在の3町対象者の区分については同じですので、そのままの区分としまして、入園料と授業料の額が変わることによる補助限度額の見直しをさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

私立幼稚園就園奨励補助金です。こちらについては、平成17年度は現行のとおりとして、平成18年度以降について新市において検討するという調整結果になっております。

次に、就学援助事業、こちらは平成18年度より、対象の方を準要保護児童・生徒及び特殊学級児童・生徒として、支給額については資料の表のとおり実施するという調整結果になっております。

次に、中学生の遠距離通学交付金事業です。こちらについては、平成17年度は現行のとおりとして、18年度以降は新市において制度を検討・統一するという調整結果になっております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

生涯学習事業について、具体的な調整結果を報告させていただきます。

調整方針の欄の、公民館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間につきましては合併時に統一する。

こちらについても、行方市の欄を見ていただきたいんですが、平成18年度より、開館時刻は午前9時から午後10時、休館日は月曜日、年末年始とするという調整結果になっております。

私の方は以上です。

○横山会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明についてご質問等がございましたらお願いをいたしたいと思っております。

橋詰委員さん。

○橋詰委員 開発行為の取扱いなんです、麻生町さんでは茨城県の宅地開発事業適正化に関する条例ということで、茨城は 3,000 平米ということですが、行方市になって 1,000 平米ということについてはですね、1,000 平米ということは 300 坪だと思うんです、大体ね。こういうような小さい枠組みを外してもらわなければ規制緩和にもならないし、計画としても非常に小さ過ぎるのではないかとというような声を私は直接聞いておるわけなんです、1,000 平米という論拠はですねどのようなものなのか。いずれ合併になって大きくなるであろうと、こういうような期待も持っている建設関係、開発関係に対する事業者はいると思うんですが、1,000 平米に対して、この開発行為はもうすべてこれが適用されるというようなものであれば、本当にこれミニ開発しかできないと思うんです。これで行方市の発展というものができようか。

そうであれば、県の 3,000 平米に準拠したやり方の方が、私は行方市になった場合、開発が進めやすいのではないかと。この 1,000 平米がいいのか、この論拠を私は聞かせていただきたい。

○横山会長 それでは、担当の方でお願いいたします。

○江寺事務局次長 分科会、専門部会の中では、確かに幾つかの意見といたします、3,000 平米という主張もありました。また北浦の現況のようにかなり限定した形でという意見もありました。そういういろんな意見を調整した結果が 1,000 平米になったのかなというふうに事務局の方では考えているところでございます。

○横山会長 よろしいですか。

○橋詰委員 これは、1 級建築士なり、そういったような業界の開発、整合性のある開発をしたいということであれば、ある程度これ面積を広げないとですね、整合性のあるいい開発はできにくいと思うんです。これ、いろんな意見を聞いてみてもそうなんです。ですから、1,000 平米では本当の小さい開発であって、いい開発にはなりにくいと思うんです。

ですから、これについては、私は見直しを 1 回ですね、別な建築士会とか、そういった開発関係にかかわっている人たちの意見を聞いて、取り入れてもらうようお願いしたい。これについては、1,000 平米で今決めるということは時期的にちょっとまずいんじゃないかと思うんです。どうでしょうか。

○横山会長 それでは、この分科会の方でいろいろ 3 町協議をした結果がこういうふうな状況、1,000 平米ということなんですけれども、これはもう一回、よく検討を 3 町長でしたいというふうに思います。いろいろな状況を踏まえて、再度検討するというご理解をいただければ

ますでしょうか。

○橋詰委員 はい、お願いします。

○横山会長 はい。それでは、そのようにしていただきたいというふうに思います。

(ちょっともう一つ)

○横山会長 はい、どうぞ。

○橋詰委員 自治金融について、これ玉造は全額負担ということであったんですが、今度は1%というようなことになったんだと思うんですが、これ1%というと、全額今まで保証料についてもらっていた方にすれば不利だと。この1.5と1.35ですか、全額とこの差の開き、これはある程度件数によってですね、北浦さん、玉造、もちろん麻生さんの中でのシミュレーションを出したんでしょうが、これはどのぐらいの差額が出た上で1%と決めたんですか。これ、できれば全額やっていただきたいと、こう思います。

それと、こういうようなご時世ですから、できるだけ企業も活発にして、借り入れる方がいろんなものを何も不利にしなくてもいいだろう。玉造の場合はやっていたものですから、それについての説明をお尋ねすると同時にですね。この保証、自治金融についての審査に出向く方の構成メンバー、これは町長なり助役さんなり、または町によっていろいろ違うと思うんです。例えば、麻生さんでは経済建設委員長も行くんですかね、玉造は行っていません。そういったような人事は、どのようにして取り決めたんでしょうか。

○横山会長 それでは、担当の方でお願いをいたしたいと思います。

○白鳥書記 すみません、お答えいたします。

この資料につきましては1.3%、平成16年6月現在1.3%なんですが、現在下がって1.1%ぐらいの状況などもありまして、そういった状況におきまして1%にするということ。

また、審査会のメンバーについては現在、分科会で調整を今している状況です。よろしくお願いします。

○横山会長 よろしいですか。

では、お願いします。

○橋詰委員 玉造はですね、補助額が656万5,000円、件数では42件なんですが、北浦さん、麻生さんに比べると、幾つかの補助額が多いわけですね。これについては、全額補助対象だから玉造が多いのではなかろうかというような気がしますがけれども、今、商工行政についてある程度本腰を入れて、昨今の経済についての成果を目指すのであれば、これは全額ですね、産業再生のためにもやっていただいた方がいいんじゃないかな、こう思います。

金額的には麻生さんの方で95万円、元手を含んでですが、玉造は660万円、北浦さんでは219万円というふうなものですから、できるだけこれもですね、企業にとって自治金融が有利なように借り入れできるようにしていただきたいなど、こう思うんですが、それについてどの程度の検討なされたんですかね。1%の低率だから、ほとんど全額に近いのかもわかりませんが、どうせなら全額ということでやってもらった方がいいんじゃないでしょうか。

○横山会長 どうぞ、お願いします。

○白鳥書記 お答えいたします。

この1%にした経過については、前にも述べましたように分科会、それから専門部会等で結論づけてありますので、ここで全額補助するとかというお話はできませんので、そういった話があったことを伝えるような形になってしまうかと思えます。よろしくお願ひいたします。

○横山会長 橋詰委員さんにお話ししますけれども、これ、3町の担当課に聞くところによると、相当議論したそうです。それで、分科会の方でこの辺が妥当かなというような話でこのように提案して、3町長が認めたということになっているんですけれども、これ担当課にもう一回戻して、それでよく聞いてみる必要もありますので、そこは時間をいただきたいと思えます。

○橋詰委員 はい、わかりました。

○横山会長 はい、どうぞ。

○磯山茂委員 北浦の磯山です。

2点ほど、経過等について、やはり疑問ですので、ちょっとお伺いしたいと思います。

18ページの土壌消毒用缶処理の事業ですけれども、18年度以降、北浦町の処理施設を使用することになっておりますけれども、なめがた農協北浦の後ろにある施設かと思えますけれども、現行は玉造5カ所、年2回、北浦1カ所で年2回というようなことで、現在、北浦の施設能力で玉造ないし麻生も多分入ってくるかと思えますけれども、この集積所で処理が可能なかどうか。現在、玉造町の5カ所における施設の概要等について説明をお願いします。

それともう1点、20ページ、公立幼稚園の入園料と授業料ですけれども、私、北浦なものですから、やはり現行の入園料2,000円ないし授業料の1,500円が500円ずつ上がっている状況です。そういう中で、今、子供が少ない中で、なぜこのような数字が18年度から、北浦にしては当然上がるわけですね。玉造にしては下がるわけですけれども、その経緯等、どのようなことでこの数字が出たのか、ご説明をお願いします。

○横山会長 それでは、担当の事務局よりお願ひいたします。

○白鳥書記 18 ページの土壤消毒用缶処理事業についてなんですが、こちらにつきまして、集積所は北浦 1 カ所、玉造が 5 カ所で現在それぞれやっておりますような状況なんです、今の話の内容については、どのような実績があるかというのは、ちょっと資料を持っていませんで、どのぐらいの缶を処理していることはちょっとわからないんですが、缶の処分の内容については、例えばきょうは麻生地区の方で搬入してくれとか、また違う日には北浦町地区を搬入するとか、その地区を変更するというので、そのやり方によって調整をしていくというような話をしています。そういう形で現在考えております。

また、集積所を 1 カ所にする形なんですが、各農家が各自で搬入するというような形で調整の方をしてございます。

また、公立幼稚園の入園料と授業料をこちらの額に設定した理由につきましても、こちらについてもいろいろと料金が上がってしまうとか下がってしまうとか、いろいろ話もありましたが、最終的に決定した理由は、近隣や県内の状況であるとか、そういうものを参考にしてこの額にしております。ちなみに県の平均でいきますと、入園料については 1,533 円、授業料については 4,122 円、授業料が一番高い所ですと 6,800 円であります。それから、一番安いところについては 1,500 円という形になっているような状況でございます。

○横山会長 お願いします。

○磯山茂委員 最初の処理につきましては、大体納得はいくんですけれども、現在、北浦でも畑作業の人数とか、農家が多いということで、一日ではとても処理ができない状況であります。それで、何日も続けているような状況ですので、その辺をよく整理をしながら処理していただきたいというふうに思っています。

それと、幼稚園の入園料ですけれども、県の平均が 1,500 円ですので、やはり新しい行方市となってくれば、私どもの北浦で 2,000 円だったものが 2,500 円に上がるというのはちょっと納得がいかないのかなと。集落でもよく話の中に、新しい市になった場合、いろいろな部分で値上げの問題等もあるだろうけど、そういうものに関しては少し頑張ってくれというような経緯があるものですから、この点については、ぜひともそれを、北浦の現行どおりの 2,000 円あたりでお認めいただけないかなというふうに要望します。

○横山会長 要望ですか。それでは、今後検討をいたしますので、よろしく願いいたします。ほかにありますか。

宮内守委員さん、お願いします。

○宮内守委員 小さい話で申しわけないんですが、11 ページなんですが、除草関係で 300 円

の補助金ということになっています。北浦でも去年2回ほどこさ払いをやりまして、1回300円の補助が出ているわけですが、7月の末2回目、6月に1回、7月に1回なんですけど、2回目には河川清掃ということで、河川清掃の補助金200円が加算されるわけなんですけれども、これは環境課の方だというふうにお伺いしておるわけなんですけれども、河川清掃についての200円はどういうふうになっているか、わかればお答えをいただきたい、その1点です。

それから、お許しをいただければ、先ほどの件で確認させていただきたいことがあるのですが。官報への告示というのはですね、総務大臣の話ですが、これはいつごろという、いろいろ心配している向きもあるものですから、通常であればどのぐらいで大臣からの告示がされるのかということをあわせて。

会長さん、すみません。もう先へ進んだんですが、今後の予定ということで、1ページの官報への告示、いつごろかということがわかれば、ちょっとお願いしたいと思います。

○横山会長 では、事務局でわかりますか。説明をお願いします。

○松下委員（岡田委員の代理） 市町村課の方でございますけれども、大臣の方の告示につきましては、おおよそ1カ月ほどかかるかなということでございますので、まだ日程ははっきりわかりませんが、7月の早ければ中旬ぐらい、まあ下旬ぐらいになるのかなというのが我々の方としては予想しています。

○横山会長 よろしいですか。

それでは、200円の。

○磯山調整班長 先ほどの200円の補助なんですけど、ちょっと詳しい資料をきょう持ってこなかったんで、すみません、わかりませんので、後でお知らせしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○横山会長 よろしいですか。

ここで10分間休憩をいたしますので、トイレ休憩をいたします。よろしくお願ひいたします。

(15:00～15:10 休憩)

○横山会長 次に進ませていただきたいと思います。

認定事項でありますけれども、平成16年度行方郡合併協議会決算についてを議題といたします。

平成 16 年度の決算につきましては、決算書及び関係書類に基づきまして、既に監査委員さんに監査をお願いしたところでございます。本日は、都合で監査委員さんがお見えになりませんので、決算書及び監査報告につきましては事務局より説明をお願いいたしたいと思っております。お願いします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の方、本日の一番後ろの方になりますけれども、23 ページをごらんいただきたいと思っております。

平成 16 年度の行方郡合併協議会の歳入歳出決算書でございます。

まず、歳入の方からご説明を差し上げたいと思っております。

負担金として、それぞれ 500 万円ずつ 3 町からということで、1,500 万円の計上でございます。収入済額も 1,500 万円ということでございます。

2 番目として、繰越金として 582 万 3,813 円の予算額に総額の収入済額ということでございます。

そして、諸収入ということで 145 円、未済額なしで、収入の合計としまして 2,082 万 3,958 円ということでございます。

続いて、歳出でございます。

款の 1 としまして運営費、このうちの会議費の方でございますけれども、予算額が 461 万 4,000 円、支出済額が 400 万 8,099 円、不用額といたしまして 60 万 5,901 円ということでございます。

なお、備考の方に節ごとの決算額が示してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

続いて、2 番目の事務費ということでございまして、こちらの予算額 454 万 5,000 円に対しまして支出済額が 338 万 454 円、不用額といたしましては 116 万 4,546 円。そしてまた、備考の方に節ごとの執行額が、決算額が示してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

続いて、事業費の方に移りまして、事業推進費、予算額が 1,164 万 4,000 円に対しまして、支出済額が 681 万 4,188 円、不用額といたしましては 482 万 9,812 円ということでございます。また、備考の方に節ごとの決算額が示してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

最後に、予備費ということで、予算現額 2 万 1,000 円で、支出済額はゼロということで、

不用額 2 万 1,000 円ということでございます。こちらは、予算額の 2,082 万 4,000 円に対しまして、支出済額が 1,420 万 2,741 円、不用額といたしまして 662 万 1,259 円ということでございます。

歳入の決算総額と歳出の決算総額、それぞれその下に示しておりますように、2,082 万 3,958 円の歳入総額に対しまして、歳出決算額 1,420 万 2,741 円、差引額として 662 万 1,217 円。こちらにつきましては、前回の協議会でお示しました平成 17 年度の繰越金ということで、本年度の会計の方に繰り越しがなされてございます。

なお、今回の繰越額約 660 万円でございますけれども、その内容について若干概要に触れさせていただきますと思います。

当初、3 月を一つの合併の目標期日としてきており、それにあわせて予算を計上した結果、9 月 2 日に合併が決定したこともあって執行すべき分が若干 17 年度の方に移ってきたような部分があるかと思えます。

また、大きな部分としましては、事業費の中で調印式の予算として 200 万円程度の予算の計上がございましたけれども、こちらを実施せずに式典を開催したことで支出が少なかったこと。また、合併の準備経費として、合併を告知するポスターや、また横断幕、そういう準備経費などを計上してございましたけれども、こちらに関して支出がなされなく、今年度に繰り越されているというところが主な内容ということでご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○横山会長 それでは、ご質問をいただく前に、監査報告をお願いいたしたいと思えます。

では、事務局が代表してお願ひします。

○永峰総務班長 それでは、24 ページの方をごらんいただきたいと思えます。

平成 16 年度行方郡合併協議会歳入歳出決算監査報告書。

平成 16 年度行方郡合併協議会会計について、予算差引簿、預金通帳、領収書、その他関係書類を審査した結果、経理は決算書と符合し、正確に処理されていたことを報告します。

平成 17 年 6 月 27 日、行方郡合併協議会監査委員小澤章様、監査委員関誠様、同じく監査委員石橋静男様。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○横山会長 それでは、皆さんにご質問等がありますればお願ひをいたしたいと思えます。

何かありますか。

(なし)

○横山会長 ないようでありますので、決算につきましては案のとおりご承認いただけるでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 ありがとうございました。

次に、進ませてもらいたいと思います。

続きまして、協議事項の新市特別職の報酬等についてを議題といたします。

まず初めに、小委員会より審議結果についてご報告をお願いしたいと思います。

鈴木委員長さん、お願いいたします。

○鈴木新市特別職報酬等審議小委員会委員長 本日はご苦労さまでございます。

それでは、新市特別職報酬等審議小委員会において審議した結果につきましてご報告いたします。

皆さんのお手元に報告文書が配られておりますので、詳細につきましてはそちらをごらんいただくことにしまして、私の方からはその概要を説明し、報告とさせていただきたいと思えます。

まず、報告書の最初には、県内の報酬額の現況を整理してございます。次に、県内の合併事例ではどのように調整されたのか、報酬額の点、また合併市町村と合併関係市町村との関係では、上がったのか、下がったのかなどの点を整理し記載してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

なお、報告書の後ろにその一覧が添付されておりますので、あわせてごらんください。

次に、検討の結果でございます。

小委員会においては、市四役、議会議員、行政委員会委員の報酬について、4回の会議を開催し、検討を重ねてまいりました。各委員から多くの意見が出されました。それを大別すると、「合併の背景にある行財政改革の姿勢をより明確にするため、現行の水準を引き下げる必要がある」「新市の行政規模や職責に見合った額を検討すべきである」「現行の水準は妥当なレベルである。バランス上、平均額が妥当である」「各職とも同じ考え方で決定した方がよい」という内容かと思えます。

また、協議会の委員さんからも、「財政状況を踏まえて」であるとか、「新市の規模・職責を考慮して」などの意見をいただいたわけでございます。

これからの視点で検討を重ね、最終の小委員会におきましても、いろいろな意見が出されましたが、各町の報酬額の平均とする内容を小委員会の意見とすることで確認をいたしたところ

でございます。

なお、具体的な額につきましては、3町の報酬額の合計を3で割り、平均を算出したところ
でございます。報告書に記載のとおりでございます。

協議会におきましても、十分にご協議がなされますようよろしくお願いいたしまして、ご報
告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○横山会長 ありがとうございます。

小委員会の委員の皆さんには、大変ご苦勞さまでございました。心より感謝を申し上げたい
と存じます。

それでは、ただいま小委員会から報告をいただいたわけではありますが、新市特別職の報酬に
ついて協議をしたいと思います。

それでは、皆さんにご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

何かあるでしょうか。

はい、どうぞ。

○酒井委員 麻生町の酒井です。

この前、この問題が出たときにも私お願いしたんですが、今、小委員会でいろいろとご検討
いただいたことはご報告で伺いました。ただ、少なくとも行方市が誕生して、いずれは3倍に
広がる、仕事量もふえる。こういうような状況の中で、これは茨城県内で一番安い、いわゆ
る報酬なのかなと。

基本的に行財政改革云々というような意向はよくわかります。しかしながら、少なくとも職
務に見合った報酬というのは、私はこれは基本的なものじゃないかというふうに思うんです。
だから、そういうことも考慮して、でき得れば近隣の町村、あるいはそれと同じようないわゆ
る財政規模、あるいは人口、そういうようなものを勘案してお決めいただきたいというふう
にお願いをしておりました。

出てきたものについては、恐らく茨城県内で最低というようなことでは非常に困るし、でき
得れば、小委員会の意見を皆さん方が尊重するといえましょうがないんですが、私は最
低でも今現在の3町の定数、それを在任特例を使って、いわゆる24名にまた改めてもいいか
らというような形ででも調整していただければありがたいなと思うんですが、皆さん方のいろ
いろな意見をもっとお願いしたいと思い、私の方からはそういうことでございます。

○横山会長 今、酒井委員さんからお話がありました。ほかに、皆さんございますでしょうか。

(発言者あり)

○酒井委員 在任特例というのは議員のことだけなんです、いわゆる全部の特別職を見直していただくというようなことでお願いしたいと私は思います。

以上です。

○横山会長 皆さん、ほかにはありますでしょうか。

では、今の酒井委員さんのお話で、何か皆さんありますでしょうか。

斉藤委員さん、お願いします。

○斉藤委員 北浦の斉藤です。

小委員会の委員の皆さん、大変ご苦労さまです。

麻生の議長さんに反論するわけではないんですけれども、議員の報酬額を見てみますと、平均ですから北浦が 4,000 円アップというようなことになるかと思えます。合併という趣旨を考えたならば、非常に私どもも複雑な思いですけれども、いろいろな中の状況を判断し、そしてまた大変嫌な議案を検討いただいた委員会の皆さんの意見を尊重して、北浦としては異議はございません。

○横山会長 ほかにありますか。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 参考にお尋ねしたいんですが、これは考え方の問題で、今の酒井さんの言うように、在任特例期間中は従来どおりの各町ごとの延長で、あとは 24 人になった時点でそれ相応のものを主に入るということになるのだからやった方がいいだろう、こういうことでありますけれども、今度の小委員会の結論は、24 人になろうがなるまいがこのままでいくのかと、24 人になるのかですね。これがどっちだかわからないものですから、ちょっと再確認をしたいと、こう思っておるわけなんですけれども。

(発言者あり)

○橋詰委員 はい、わかりました。いや、別な項目になるとちょっと長引くものですから、会長も大変だと思いますから、機会別にして、要は丸くおさめたいと思いますから。別な機会にまた、予算問題として絡めてこれやっていきます。私はそういうことです。

○横山会長 ほかにないですか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、酒井委員さん、今の橋詰委員さん、斉藤委員さんのお話でどうでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、きょうですね、小委員会の方から報酬等についての報告書が上がっております。

今、意見もいただきましたが、皆さんね、よく考えてきていただきたいと思います。それで、次回までもう一回勉強して、皆さんが納得するような状況の中で決定をしまいたいというふうに思いますので、一応次回に回すということでしょうか。よろしいですか。

(はい)

○横山会長 それでは、そのように、もう一回勉強をするということをお願いをしたいと思います。

続きまして、新市市章の作成に係るアンケートについて、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。よろしくお願いたします。

本日、お手元の方に資料ですね、別冊でちょっと色刷りのものが2枚ほどお配りしてあるかと思しますので、こちらをごらんいただきたいと思します。

前回の4月の協議会の中で市章選定の協議をいただきまして、制定をするということで決定をいただきました。その後、市章制定の事務をこれまで進めてまいりまして、今、お手元の資料のような形になってございます。

まず、初めの1枚の方に前回お決めいただいた市章の候補制作基準によりまして5案の候補作品を制作してまいりました。今回は、この5案をもとにしまして、住民アンケートを実施したいということでお知らせをするところでございます。

横書きで、こちら5点ほど掲載してありますのが、これが3町の全世帯に配布をいたしまして、それぞれアンケートを実施したいというような版下、原稿の段階ということでご理解をいただきたいと思します。実際、印刷物になったときにはもう少し厚い紙になりまして、若干のカラーの見え方が違ってくるとは思します。これ、現段階では、いわゆるパソコンの印刷機で出力したものであるため、このような形だということでご理解をいただきたいと思します。

アンケートの内容でございますけれども、アンケート用紙の裏面の方に若干触れてございませけれども、8月5日を一応回収の締め切りとしたいというような考えでございます。そして、配布の方でありますけれども、この7月12日、玉造町の広報紙の配布から始まりまして、同じく7月19日、麻生の配布までということで、この間に玉造、北浦、麻生ということで、全世帯の方へ配布をしていきたいというような考えでございます。

アンケートの結果につきましては、協議会の方へご報告をし、それとあわせて市章のご決定をいただくというような予定でございます。

アンケートチラシの内容について、若干補足で説明をいたしますと、表にありますこちらの

①から⑤が候補の作品として制作をしたものであります。また裏の面を見ていただきますと、現在の3町の町章を参考に示したのもございます。そして、ほかの先進事例、もう1枚の紙の方に県内の事例、全国の事例をおおむね5点ぐらいずつ掲載してございます。こちらは、新しく新市が誕生するなり町が誕生するなり、新しく市章を制定した例ということで、ごらんをいただきたいと思います。ごらんいただければわかりますように、従来の今までの3町それぞれの町章に比べますと、かなりカラフルになっているのかなど。全国的な傾向としまして、これまでのオーソドックスな紋章のようなタイプから、ある程度コミュニケーションマークといえますか、やわらかいような、色使いをふやしたような、そういうタイプが市章として現段階の流れなのかなというように理解ができるのかなと思われまます。

アンケートの対象や方法につきましては、一応こちらに示してありますように、先ほど申し上げた全世帯に配布をし、今回につきましては麻生町、北浦町、玉造町にお住まいの方ということで配らせていただきたいと思いますと思っております。

もう一度確認になりますけれども、このアンケートの集約がされた後に協議会の方にお示しをして、協議会の方で選定をしていただきます。最終的には、9月2日、合併の日に、専決事項になるかと思えますけれども制定をして、そこで正式に市章というような扱いになるかと思えます。

以上で、市章の制定につきましてのご説明ということで、よろしく願いいたしたいと思えます。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりましたので、皆さんにご意見を聞きたいと思えます。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内守委員 きょう、ここへ来て市章の選考候補作品を見せていただいたわけですが、どうも私個人としてはですね、アンケートを、どれがふさわしいかというデザインの番号がないんです。申しわけないんですが、やはり見なれていないせいもあるんだと思うんですが、今までの町章というのはぴしっと筋が通っているような感じ、これは何かふにゃふにゃした印象を受けるんですね。

だからこれ、どこに頼んで、だれに頼んだかちょっとよくわかりませんが、行方の気持ちが入っていないような気がするのでございますけれども、これについては申しわけないんですが、もう少し汗かいて、もう少し行方市にもっと合うようなものに差しかえてもらえないのかなという感じがしておりますので、よろしくをお願いします。

○横山会長 事務局、説明してください。

○永峰総務班長 はっきりしたお答えになりませんかとも知れませんが、これまでの経過などのお話をさせていただきたいと思います。

1つは、デザインなので、それぞれ皆さん思い入れといいますか、いろいろ見方があるのかなという部分がありまして、その辺のところではそれぞれのとらえ方が出てくるのかなということですね。これまでですね、委託制作会社の方から提出されたこの5点につきましては、この時点で、皆さんにお見せする段階で既に一定の調査をしております。同じようなマークがないか、類似調査を商標登録と全国の都道府県等のマークを対象に調査をしております。したがって、もしこの場で、皆さん方でこういう形でなくてもう一度ということになりますと、作業としてはもう一度一からさかのぼってやるような形にならざるを得ないという部分があります。

あと、デザインの部分で、我々が、どのように説明していいのかというのはありませんが、幾つかほかの事例を見ていただきたいとは思っております。今、現在の市章制定の流れからすると、これまでの町章のタイプをベースに新市の市章を作っていく例は少ないのかなという部分もあるかも知れません。新しくつくっていくときに、そういう時代の流れということを理解しながら、事務局としては受けとめている部分もあります。その辺のことをもしご理解がいただけるのであればと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○横山会長 はい、どうぞ。

○宮内守委員 いや、大変一生懸命書かれているというのはわかるんですが、私個人としてはなかなか理解ができないのですね。何か乗りおけているんですかね。こちらの方でも、全国の例でも広島県の安芸高田市やですね。そういう、わかりますが、これからずっと使っていくわけですね、行方市でね。そういう意味では、やっぱりこれが本当に、皆さんが見て、私以外ですね、ここにいる委員さんでも結構ですが、本当にこの中から選んでいいのかということをお聞きしていただければありがたいなと思います。

○横山会長 はい、どうぞ。

○酒井委員 ここで行方市になったら行方市のいわゆる花とか木とか、いろんなものを決めなきゃならないと思うんですね。だから、最初にこの一定外のもので、今、宮内委員さんがおっしゃられるように決めるということではなくて、そういうようなものを決めるときに一緒に決めるというぐらいの時間的な余裕はないのでしょうか。

いわゆる市章ですから、あくまでも皆さん方がこれがいいな、ぴったりだなというものをご

の5つの中にないということになれば、選び直すという作業になると思うので、その辺のところにおいて市の花だとかという、そういうようなものを全部決めて、花と一緒に決めるというわけにいかないのか。

○横山会長 では、事務局でお願いをいたします。

○羽生事務局長 今のご質問にお答えをいたしたいと思います。

新しい市になったときに、市章のほかに花木鳥ですね、いわゆる花、木、鳥、そういったものをどうするかというような課題ありましたけれども、それらを新市の中で決定するというところで、協議会の調整方針では進めてまいりました。しかし、とりあえず市章については合併前に決定したらいかがでしょうかということで、前回の第18回協議会の中で提案をし、市章については合併前に選定したらどうだろうということでご決定をいただきました。

それに基づきまして、先ほどの宮内委員さんのご質問とも関連しますけれども、まず公募するのか、あるいは委託業者に委託をして制作をするのか。町長さん方を交え事務局と協議をしまいったところ、たまたま調整の中で、公募よりはそういった手がけている業者をお願いをして、そのときは3点から5点程度というような内容で決定したように記憶しております。今回の5点に絞る場合にも、その依頼をしました制作会社からは、このほかにさまざまな提案がなされました。

例えば1番の、これはこういうふうに書いてありますけれども、行方市のnをモチーフとしています。そして、上の3つの円は3町をあらわし、3色は豊かな自然、それから降り注ぐ太陽、それからあふれる希望ということをあらわすんだというふうに書いたんですけれども、この1番のデザインが提案される前には、同じような形で何種類も提案をされました。ほかの4種類においても、それぞれ一つ一つ、何種類かの提案がされました。その中で、先ほども申しましたけれども、町長さん方にも相談をし、そしてこの5点ぐらいでアンケートを実施し、最終的には協議会で決定をしていったらいかがでしょうかということで、ここまで絞ってまいりました。

そして、さらにこれが、今お話がありましたけれども、何回かごらんいただいて、いかがでしょうか、これでアンケートをさせていただければ、今後の事務手続上もスムーズにいくのかなという状況だと思うわけです。

また、合併による新市の新しい市章の先進事例でございますけれども、これを見ていただきましても、先ほど事務局の方で答弁いたしましたけれども、ただいま常陸大宮市の平仮名の「ひ」が、左上の一番上の市章でございますけれども、これを一つを見たときに、本当にこれ、

私どもとしまして、良いデザインなのかどうなのかというのは本当のところわかりません。なじんでくればそういうものなのかなというところもありますし。

あるいは、一番左下に城里町がありますけれども、これについては新聞等でもいろいろ報道がありましたからご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、これ公募したんですね。そしたら明日、同じようなマークが全国でよそにあったものですから、次点作品を決定した。城の「しろ」というのをデザイン化したんだろうと思いますが、その辺があるようでございます。

したがって、繰り返しになりますけれども、このご提案申し上げました5点についても、どうかもう一度そういう目でごらんをいただいて、この案件を進めていただければ事務局としては大変ありがたいんですけれども、よろしく願い申し上げます。

○横山会長 どうでしょうか。

はい。

○宮内守委員 私はだめだということと言ったわけじゃないんですが、一応私としてはそういう個人的な意見を述べさせていただいたということなので、どうでもだめだということではないんですが、皆さんご理解をいただければありがたいなということで、一応これは、そうすると3人の町長さんが決めたわけですね。

○横山会長 羽生委員さん、お願いします。

○羽生委員 どうもご苦労さまでございます。

例えば、この中から1番に決まったとします。そうしたら、この中では半分がそんなのだめだ、半分はいいと、なかなかこれ、同じ意見では決着はみないものだと思います。会社のトップであれば、私がこれでいいと決めたらこれでみんな決まっちゃうんですよね。だから、そういうのを理解して、これだけのデザインが5つ出ているわけですから、皆さんでこれの検討もしたんだろうと思いますし、私個人としてはこれを生かして、そこでこの中から、さっき事務局の言ったアンケートの応募をとって、一番多いのがいいんじゃないかなと、そういうふうに私個人は思います。私個人としては、2番目が一番いいと思っていますが。

○横山会長 ありがとうございます。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内勲委員 それぞれ人間十色ですから、感じ方も考え方もいろいろあっていいんでしょうけれども、私も隣の宮内守委員さんと同じような気持ちでいます。これを最初見せてもらったときに、受けるものが私もなかったのであります。

全国のを見せてもらおうと、全体に丸くいつているようですね。その中でそれぞれ出している

ようですけれども、うちの方で受けたのでは、丸くいっているのは2番と4番だけで、あと離れてつなげているということで、こちらの解説が書いてなければ、何だか理解できないと思うんです。

例えば、1番だったらば、これnに、nをモチーフするんだというんですが、nにはとても考えつかないんでして、むしろ「ら」に見えるんだね。いわゆる「ら」かなと思うような感じがします。3番になると、これまたなおさら、n aになるそうですが、理解できない感じ。最後の5番もそのような感じで、これき章になった場合に、これに丸をいただいた、そして上につくのかね。そうしますと、この地色というか、この裏になるものがなければつかないかと思うんです。こちらの丸に書いてある中につくるような形になるんだけれども、そういうことで、行方のシンボルとしてはちょっとふさわしくないので、できるならばもう少し検討してもらいたい、こういうふうに思っております。

以上です。

○横山会長 はい、どうぞ。

○高野委員 人それぞれの見方があるわけなんですけれども、ここにその5点ということで提示をされた。これ何点あったかわかりませんけれども、3町長さんがこういうものがあるだろうということで提示なされたわけでございますから、これを選ぶのは麻生、北浦、玉造の皆さんでありまして、私たちがそう細かい点も、ああなるほどな、いいな、すばらしいなという町民の方々もたくさんいるのではなかろうかと思っておりますので、私はこの5つの提案に賛成をいたします。

○横山会長 ありがとうございます。

よろしいですか。お願いします。

○鈴木委員 私も個人的に、やはりこの5点の中から選ぶということならば、これは2番がやっぱりよろしいかというような気もします。それで、色分けは直せないんですかね、これ。赤く日の出の勢いにするとか、そういうことは直らないんですか、ちょっとお伺いします。

○横山会長 色の配合については、デザインの方に聞かないとちょっとわからないんですよ。

山崎さん、お願いします。

○山崎実委員 結論から申し上げますと、大変偉い先生がつくった案だと思いますけれども、この中で私が丸をつけられるのは1つしかありません。大体想像つくと思います。

それで、これを3町の町民の皆さん方にアンケートとして出した場合に、本当にしかるべき検討した案なのかどうかという、私は疑問を持たれるような気がするんですよ。

何かもう少し飛躍する行方市を象徴するような、未来永劫、未来永劫じゃない途中でまたどうなるかわかりませんが、マークっていうか市章の案がないのかなという感じがします。

特に、具体的にどうと言っては失礼なんですけれども、3番なんていうのは、例えばこれが市章になった場合には、何だっぺというような気がするんですよ。ですから、もう一回、時間があればですね、1つを除いて、あとの4つについてはもう少し何か検討されたらどうかという気がいたします。

○横山会長 それでは、橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 今の山崎さんの案に全く同感でありまして、私もこの中で一つぐらいしかないと。それで、比較対照するのであれば、この色がですね、先ほどこちらから提案ありましたように、やはり情熱の赤とか、燃え立つような赤い夕日とか太陽とか、そういったものがこの中に、例えば2番の方でも、あえて言えばですよ、上の部分だけは赤にするとか、そういったような何か2番で出ないのか……

(発言者あり)

○橋詰委員 この中で2番が一番いいと私は思っていたんです、個人的には。だけれども、色については、デザインはこれでいいんですが、色合いがやはり違うことができるんじゃないかと。それと、これをじっくり見ますと、nをモチーフとしているんですよ、ローマ字の。あとは片仮名だったり平仮名の「ナ」をもじっているわけであって、それをデザイン化している。玉造、北浦、麻生の地理的なものとか、そういうものは全然考慮もない。やっぱり、nにこだわっているような傾向があるので、これはもう一度角度を変えたデザインがあってもよからうではなかろうかと私は思います。ですから、山崎さんの案に私は賛成です。

○横山会長 では、茂木委員さん、お願いします。

○茂木委員 どうもご苦勞さまでございます。

これ、みんな意見ですから、どんどん意見を述べていただいて結構だと思います。ただ、恐らくこのマークは特許庁などに登録されている商標などを調査してあると思います。恐らくそういう作業を行ったうえで、選んできていると思います。この中だったら類似しないだろう通るんだらうというようなことで出してくれていると。恐らくかなりの時間と経費もかかっていると思うので、これ、できればやはりこの中から、これで町民の皆様方に提示して、この中から各町民の皆様を選んでいただくのがいいのかなと、私も個人的に思います。

デザインですから人それぞれ感じ方があると思います。たとえば1番目であれば、3町を表す丸が3つで、やわらかい、今はこのような時代の象徴なのかなと、そういうふうに思っており

ます。よろしくお願いします。

○横山会長 山崎委員さん、お願いします。

○山崎和久委員 この中から選ぶという話ですが、市民の中でも、2番がいいようなこと、私これ5番がいいと思うと、こういう意見がいろいろと出ると思うんです。それで、また再度やっても、やっぱり地理的なものを入れれば筑西市みたいな形になるかもしれないですけど、再度やっても同じような感じだと思うわけです。私はこれでいいと思います。

○横山会長 それでは、むしろ慎重にというご意見をいただいた方々に、何とかこれでアンケートをとらせていただくようなことではどうですか、そもいきませんか。

(異議なし)

○横山会長 いいですか。皆さん、いいですか。

(はい)

○大曾根委員 何かそのほかにも提案したと聞いておりますけれども、お金がたくさんかかっているという会長さんのお話ですが、決定するまでのデザインというのをお支払いする場合に、私たち一方では合わないという方へ、一方にそうしたお金を払わなきゃならないようなそういう取り決めなんでしょうか。消費者の一人とすれば、気に入らないものだったらお支払いするという、しちゃいけないと、そういう市民感覚なんですけど。

○横山会長 それはそうですよ。だけれども、この中でも意見が分かれるわけで、なかなか難しいんですよ。それで、これは本当に町民サイドで、いろいろこちらが好きだ、あちらが好きだ、この中にならぬから云々は一つもないということもあるし、非常に。私も最初見たときには、あれっと思ったんですけども、だんだん見ているうちに好きになりました。私の意見ですが。

はい。

○山崎実委員 少なくとも3番と4番は何か入れかえてもらいたいような気がしますね、選択する中で。

○横山会長 それは個人としてだけで言えることですから。

今、事務局で確認したらですね、この3番をよして、別なデザインをここに入れるということとはできないそうです。3番が嫌だったらこれを外すと、4点から選んでもらうという以外にないと今言うんですよね。

それでは、ここで事務局提案としていただけますか。では、そのように、アンケートについてはこのように決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、案のとおりといたします。

予定の議題につきましては、以上でございます。事務局の方から何かございますか。
では、お願いします。

○江寺事務局次長 それでは、日程のご連絡と報告をさせていただきたいと思います。

合併協議会の方ですけれども、一応7月末にまた再度開催を予定しております。日程調整が
つき次第、またご連絡を差し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

それからもう1点、ご報告とご了解いただきたいのでありますけれども、前回の協議会の中
で、新市名称の名付け親大賞について、こちらの方で抽選をしていただきました。その中で、
玉造の坂本様の方からご辞退ということがありまして、会長、副会長で協議をしていただきま
して、改めて3町長さん立ち会いのもとで坂本町長さんに再度引いていただきまして、玉造町
の野原由希様ということで名付け親大賞をそのような取扱いをするということでご報告させてい
ただきまして、ご了解をいただきたいということでございます。

以上でございます。

○横山会長 それでは、ただいまの報告でよろしくお願いをいたしたいと思います。

本日は、皆さんには大変ご協力ありがとうございました。進行役を事務局へ渡したいと思
います。お返しします。

○菅谷事務局次長 長時間にわたりまして、いろいろとご審議ありがとうございました。

第19回の協議会につきましては、以上でもって終了させていただきます。

最後に、伊藤副会長よりあいさつをお願いいたします。

○伊藤副会長 本日は、長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、まことにありが
とうございます。

これをもちまして第19回行方郡合併協議会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

(閉会16:05)